

Tax Analysis

中国税務

Authors:

Qinli

Clare Lu

Partner

Tel: +86 21 6141 1488

Email: cllu@qinlilawfirm.com

Shanghai

Roger Zhou

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1381

Email: rozhou@deloitte.com.cn

* Clare Lu は上海勤理律師事務所

(Shanghai Qin Li Law Firm) のパート

ナーである。上海勤理律師事務所は中

国の法律事務所であり、デロイトグロ

ーバルのネットワークの一員である。

For more information, please contact:

**Research & Development and
Government Incentives Services**

Shanghai

Vivian Jiang

Partner

Tel: +86 21 6141 1098

Email: vivjiang@deloitte.com.cn

Qinli

Clare Lu

Partner

Tel: +86 21 6141 1488

Email: cllu@qinlilawfirm.com

Beijing

Fenny Cao

Partner

Tel: +86 10 8520 7525

Email: fcao@deloitte.com.cn

Shenzhen

Lisa Li

Director

Tel: +86 755 3353 8527

Email: lisali@deloitte.com.cn

ハイテク企業に対する重点検査 結果の公表

科学技術部、財政部、国家税務総局は先頃、2014年に北京、遼寧、浙江、安徽、山東、湖北、陝西、深圳の8省市において実施したハイテク企業認定管理業務に係る重点検査の関連状況と処理意見について説明、通告した国科発火[2015]299号通達（以下「299号通達」）を公布した。重点検査の対象となった1723社の企業のうち、166社に問題が存在し、そのうちの42社はハイテク企業資格を取り消された。今回の検査で発覚した問題は、ハイテク企業資格の申請を予定している企業、およびハイテク企業向けの優遇政策の適用を現在受けている企業にとって、留意すべきものといえる。

背景

企業所得税法の規定により、ハイテク企業は15%の企業所得税率の適用を受けられる。25%の法定税率に基づき企業所得税を納付する企業と比べて、ハイテク企業は税負担の面で明らかに優位性を持つ。近年、国家が科学技術イノベーションを奨励する政策を強化するにつれ、ハイテク企業にかかわる新たな租税優遇政策も打ち出され（例えば、従業員教育経費の損金算入限度額の引き上げ、技術者に与えられるストックオプションに対する個人所得税の分納等）、ハイテク企業資格の政策面での魅力が増している。

科学技術部、財政部、国家税務総局が2008年4月に公布した『ハイテク企業認定管理弁法』の規定によれば、居住者企業がハイテク企業資格を申請するためには、一定の条件を満たした上で、一連の認定手続を経なければならない。ハイテク企業資格の認定を受けるために満たさすべき主な条件は次のとおりである。

- 企業がコアとなる自主知的財産権を保有していること
- 企業の製品またはサービスが『国家が重点的に支援するハイテク分野』に定める範囲に属すること
- 大学専科以上の学歴を有する科学技術者および研究開発者が当年度の従業員総数に占める割合が、ともに規定の要求に合致していること
- 研究開発費用の総額が売上高総額に占める割合が規定の要求に合致していること
- ハイテク製品またはサービスによる収入が当年度の収入総額に占める割合が規定の要求に合致していること

企業がハイテク企業資格の認定を受けた場合、有効期間が3年の資格証書の交付を受け、毎年、コンプライアンスのための義務を履行しなければならない（例えば、上述の各割合が規定の条件を満たすことを証明するために、年度ごとに資料を提出すること等）。また、企業に重大な安全、品質にかかわる事故が発生した場合、あるいは環境保護等の法規違反行為により処罰を受けた場合、ハイテク企業資格は取り消される。

検査の概況

科学技術部、財政部、国家税務総局は2013年1月に、ハイテク企業認定管理業務に対する検査を全国で実施する旨の通達を公布した。今回の検査は、自主検査と重点検査の二段階に分けて行われた。

第一段階の自主検査の結果に基づき、2014年3~5月に、科学技術部、財政部、国家税務総局によって組織された共同検査チームが、北京、遼寧、浙江、安徽、山東、湖北、陝西、深圳の8省市において重点検査を実施した。

今回公表された検査結果によれば、重点検査の対象となった1723社の企業のうち、約10%にあたる166社に問題が存在し、そのうちの42社がハイテク企業資格を取り消された。詳細は下表の通りである。

企業数	主な問題	処理意見
6	申請資料の虚偽記載	ハイテク企業資格を取り消し、関連の税額を追徴する
36	コアとなる自主知的財産権が失効 研究開発費用の総額が売上高総額に占める割合が規定の要求に合致していない ハイテク製品またはサービスによる収入の総額が当年度の収入総額に占める割合が規定の要求に合致していない 環境保護局から処罰を受けた...等	ハイテク企業資格を取り消し、引き続き租税優遇政策の適用を受けることはできない
124	申請資料に不備がある、あるいは関連の管理が適切でない。ただし、ハイテク企業資格には影響を与えない	改善を命じる

デロイトのコメント

ハイテク企業資格は租税優遇の面での実利が大きいため、企業にとって魅力的なものであることは言うまでもない。ハイテク企業資格の認定条件を満たすために、自らのデータを不適切に偽る企業もあるが、そのことによって将来、問題が生じる可能性がある。申請資料の虚偽記載によってハイテク企業資格を得たと認定された場合、企業は当該資格を取り消されるだけでなく、減免された税額の追徴を受けるとともに、罰金や延滞利息を課され、さらに企業のイメージダウンにつながる可能性もある。

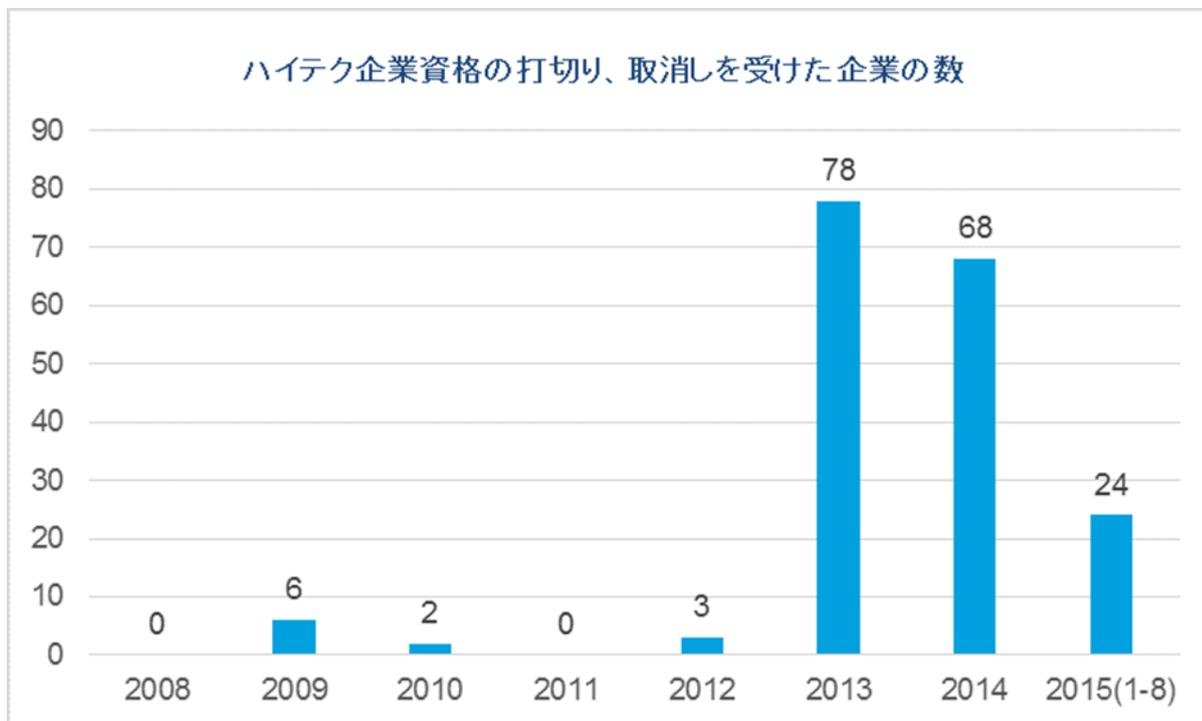
ハイテク企業資格の認定条件を実際に満たしている企業でも、ハイテク企業資格を一旦取得すれば、その後は安泰というわけではない。企業は資格を取得した後も引き続き、各種の指標が規定の要求に合致するようにし、コンプライアンスを維持しなければならない。法規違反によって処罰を受ければ、たとえ金額が大きくなるとも、ハイテク企業資格を取り消され、租税優遇政策の適用を受けられなくなる可能性がある。さらに、認定申請時の虚偽情報の提供、あるいは脱税や税金詐取の発生、環境保護関連の法規違反行為等によりハイテク企業資格を取り消された企業は、その後5年間、再びハイテク企業資格を申請することはできなくなる。

ハイテク企業資格の厳しい認定条件は、企業における日常の管理、特に研究開発費用の集計や知的財産権の管理等に関して課題をもたらす。研究開発費用を例に挙げると、『ハイテク企業認定管理弁法』における“研究開発費用”の集計方法は、会計基準とも、企業所得税上の研究開発費用の追加控除政策とも異なるため、企業の費用計算やデータ統計について、より細かい管理が求められる。今回の重点検査では、研究開発費用の割合が規定の要求に合致しない、あるいは研究開発費用の集計方法が適切でないという問題のある企業が50社近くに及んだ。

知的財産権の管理については、グループ内における経済的価値の低いマイナーな知的財産権をコアとなる自主知的財産権としてハイテク企業資格の認定を申請し、当該資格の認定を受けた企業が存在すると我々は理解している。しかしながら、それらの企業はグループ内において限定的な機能・リスクのみを担っている可能性が高い。その場合、それらの企業の移転価格分析においては、ハイテク企業資格の保有とグループ内における機能・リスクの位置付けとの間に矛盾が生じる可能性がある。今回の検査の要綱には、コアとなる自主知的財産権は“企業の主要製品（サービス）に対して、技術面でコアな支持的役割を發揮するものでなければならない”と明確に記載されている。この要求は、今後改正される新しい『ハイテク企業認定管理弁法』に反映される可能性がある。

政府の監督管理の観点から見ると、『ハイテク企業認定管理弁法』の公布以来、監督管理部門によるハイテク企業認定管理業務に対する検査は継続的に実施されている。国家監査署、財政部等の関係部門は既に2009年から、資格認定を受けたハイテク企業に対する検査を行い、コンプライアンス上の問題を開示してきた。特にここ数年、監督管理の経験が蓄積されるにつれ、ハイテク企業資格の認定が規定に従っているか否かは、各レベルの監督管理部門による日常的な検査の重点になりつつある。今回全国で実施された重点検査は、2008年に『ハイテク企業認定管理弁法』が公布、施行されて以来、最も規模が大きく、対象企業の範囲も広い検査であると認識されている。

統計¹によれば、2015年8月現在、直近3年間においてハイテク企業資格の打ち切り、取消しを受けた企業の本数は計170社であり、2008~2012年の間の総数（計11社）を遥かに上回っている。ハイテク企業資格に関する検査の規模が大きくなり、常態化する傾向にあることがわかる。



アドバイス

政府部門による監督管理の強化に伴い、関連する企業は税務リスクに対する意識を高め、今回の検査およびその他のルートで開示されているハイテク企業資格の認定を受けられなかった事例、または資格を取り消された事例から、教訓を得る必要がある。企業は、以下のような対応策について検討することができる。

- ハイテク企業資格を申請するか否かをまだ決定していない企業については、グループ全体の知的財産権の管理およびバリューチェーンの観点から、グループの戦略上の必要性和ハイテク企業資格の認定条件および管理の実務も踏まえ、ハイテク企業資格を申請することのビジネス上のメリットとデメリットおよび技術的な実行可能性を評価すること。
- ハイテク企業資格を申請する予定の企業については、申請手続を実施する前に、自らがハイテク企業資格の認定条件を実際に満たしているか否かを慎重に評価すること。条件を満たしていない場合、当該条件と現状との差異について分析し、今後、適切な調整を加えることによって認定条件を満たせる可能性があるか否かを確認すること。
- ハイテク企業資格の認定条件を満たしており、既に申請手続を開始している企業については、作成した申請資料が企業の実際の状況を正確かつ十分に反映しているか否かに注意を払い、申請資料の不備によって申請がスムーズに進まない状況避けること。また、企業は特に研究開発費用の集計とハイテク製品（サービス）による収入の計算等にかかわる内部管理システムが整備されているか否か、正確な関連データの収集と速やかな申告を助けるものとなっているか否かに留意する必要がある。
- 既にハイテク企業資格を取得した企業については、資格の取消しにつながる可能性のあるリスクをできるだけ

¹ ハイテク企業認定管理業務ネット（www.innocom.gov.cn）で公告されている統計に基づく。

早く識別し、速やかに適切な対応措置を講じられるようにするため、ハイテク企業の各種指標に関する内部的な早期警告システムを確立し、または健全化すること。同時に、過年度の関係資料をレビューし、将来の資格再審査に備えること。

- 関連する企業は、ハイテク企業資格の認定に関する法規と実務の動向に留意し、必要に応じて、関連の政府部門あるいは専門家に相談し、アドバイスとサポートを求めること。

デロイトの研究開発および政府奨励（**Research & Development and Government Incentives**：以下「RDGI」）サービスチームは、科学技術イノベーションにかかわる優遇政策について豊富な専門サービスの経験を有しており、以下のようなサービスを提供することができます。

優遇適用の申請サポート（ハイテク企業資格、研究開発費用の追加控除等）——企業ができる限り優遇政策の適用による財務的なベネフィットを享受できるようにサポートする。

プロセスの整理、システムの改造および知識の移転——デロイトの管理ツールを利用して、プロセスの整理とシステムの改造をサポートし、トレーニング等を通じて知識の移転を実現する。

政府とのコミュニケーション、調査対応サポートおよび税務紛争の解決——監督管理機構との良好なコミュニケーションおよび豊富な経験に基づき、当局からの照会および紛争に対する企業の適切な対応をサポートする。

グループの研究開発スキームの設計およびタックスプランニング——グループ内における研究開発機能の合理的な配置、および管理効率の向上をサポートする。

イノベーション企業投資のマネジメント——イノベーション企業の投資誘致、および参入、運営、撤退を含む全プロセスのプランニングをサポートする。

科学技術イノベーションにかかわる優遇政策についてのご相談がございましたら、デロイトの RDGI サービスチームまでご連絡ください。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner

Tel: +86 10 8520 7508

Fax: +86 10 8518 1326

Email: andzhu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Fax: +852 2520 6205

Email: sachin@deloitte.com.hk

Shenzhen

Victor Li

Partner

Tel: +86 755 3353 8113

Fax: +86 755 8246 3222

Email: vicli@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 6310 6206

Fax: +86 23 6310 6170

Email: ftang@deloitte.com.cn

Jinan

Beth Jiang

Director

Tel: +86 531 8518 1058

Fax: +86 531 8518 1068

Email: betjiang@deloitte.com.cn

Suzhou

Frank Xu / Maria Liang

Partner

Tel: +86 512 6289 1318 / 1328

Fax: +86 512 6762 3338

Email: frakxu@deloitte.com.cn
mliang@deloitte.com.cn

Dalian

Bill Bai

Partner

Tel: +86 411 8371 2888

Fax: +86 411 8360 3297

Email: bilbai@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner

Tel: +853 2871 2998

Fax: +853 2871 3033

Email: raytang@deloitte.com.hk

Tianjin

Jason Su

Partner

Tel: +86 22 2320 6680

Fax: +86 22 2320 6699

Email: jassu@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner

Tel: +86 20 8396 9228

Fax: +86 20 3888 0121

Email: vicli@deloitte.com.cn

Nanjing

Frank Xu

Partner

Tel: +86 25 5791 5208

Fax: +86 25 8691 8776

Email: frakxu@deloitte.com.cn

Wuhan

Justin Zhu

Partner

Tel: +86 27 8526 6618

Fax: +86 27 8526 7032

Email: juszhu@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu

Partner

Tel: +86 571 2811 1901

Fax: +86 571 2811 1904

Email: qilu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Fax: +86 21 6335 0003

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung

Partner

Tel: +86 592 2107 298

Fax: +86 592 2107 259

Email: jichung@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Leonard Khaw

Partner

Tel: +86 21 6141 1498

Fax: +86 21 6335 0003

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511

Fax: +86 10 8518 1326

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Davy Yun

Partner

Tel: +852 2852 6538

Fax: +852 2520 6205

Email: dyun@deloitte.com.hk

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director

Tel: +86 20 2831 1369

Fax: +86 20 3888 0121

Email: gercheung@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Director

Tel: +86 21 6141 1262

Fax: +86 21 6335 0003

Email: kzhu@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー

TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙
ディレクター

TEL : +86 21 6141 1703
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : msha@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー

TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー

TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー

TEL : +86 755 3331 8116
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー

TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太
マネジャー

TEL : +86 21 6141 1711
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : koho@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー

TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー

TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

上海

片岡 伴維
マネジャー

TEL : +86 21 2316 6687
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー

TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

香港

小川 康弘
シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6446
FAX : +852 2542 4597
Email: yaogawa@deloitte.com.hk

広州

前川 邦夫
マネジャー

TEL : +86 20 2831 1050
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/cn/en/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 22 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.